

～新しく採用された方や新たに扶養認定を行う皆様へ～  
共済組合員申告書と共済被扶養者申告書には  
必ずマイナンバーの記入をお願いいたします。

- 日野市役所では、
- ・組合員(組合員が組合員資格取得届書を記入)：ご本人が採用された日から
  - ・被扶養者(組合員が被扶養者申告書を記入)：組合員が被扶養者申告書を提出した日から
- 5日以内** に、東京都市町村職員共済組合に届出をしています。

**日野市職員課から東京都市町村職員共済組合に届出を提出したあと、加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになるまでは、約 5 営業日が必要です。**

※ 記載されたマイナンバーが正しくない場合や必要な書類が揃っていない場合は、東京都市町村職員共済組合で確認を行う期間が別途必要になります。

- マイナンバーカードを皆様の保険証として速やかに利用して頂けるよう、**共済組合員申告書と共済被扶養者申告書には必ずマイナンバーの記入をお願いいたします。**
- 加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、裏面の方法で確認いただけます。
- マイナンバーカードを持っていない場合でも、加入者情報の連携はなされますので、必ず申告書にマイナンバーをご記入ください。
- マイナ保険証を利用できない方については、以下のとおり申告書に「資格確認書」が必要な旨を記載してください。

共済組合員申告書：備考欄に「資格確認書要」と記載

共済被扶養者申告書：余白に「資格確認書要」と記載

採用された後すぐに医療機関等を受診される場合には、現在資格取得手続き中であることを医療機関にお伝えください。当月中にマイナ保険証や資格確認書等を提示することで、精算等の対応ができることがあります。精算等の対応ができず 10 割負担となった場合には、日野市職員課を通じて共済組合に療養費の請求を行うこととなりますので、日野市職員課までご連絡ください。

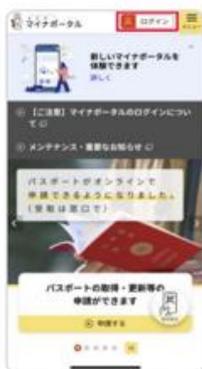
マイナポータルにログインした際、保険証情報が登録されている場合、加入者情報登録は完了しており、マイナンバーカードを保険証として利用いただけます。医療機関等の受診の前にご活用ください。

## 健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。



2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



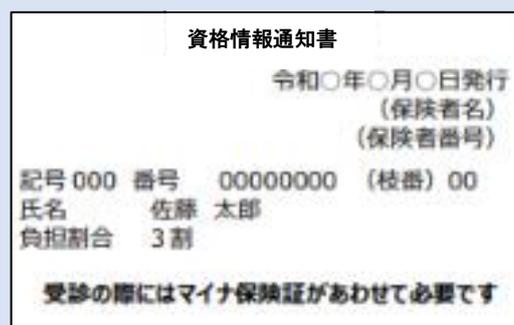
3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

- それ以外にも、ご自身の加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、以下の方法で確認いただけます。

- 届出提出後、被保険者番号等が記載された「資格情報通知書」が、東京都市町村職員共済組合から日野市職員課を経由して届きます。
- この「資格情報通知書」が届いた方は加入者情報の登録が完了しており、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけます。(※)

※ 住民基本台帳に生年月日を登録されていない方などは、マイナポータルでのご確認をお願いいたします。



- 届出提出後、初めてマイナンバーカードで受診される際は、事前にマイナポータルでご自身の加入者情報をご確認下さい。